

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
<p>第 2 章 給水方式</p> <p>3 受水槽式</p> <p>受水槽式給水を行うときは、「受水槽及び流末装置維持管理届(第1号様式)」により、その管理責任者を管理者に届出なければならない。(給水条例第20条の3)なお、受水槽以降の流末装置工事において、管理者が管理上必要であると認めるときは、「流末装置以下工事図面届出書(第2号様式)」により工事の届出を行うものとする。</p>	<p>第 2 章 給水方式</p> <p>3 受水槽式</p> <p>受水槽式給水を行うときは、「受水槽及び流末装置維持管理届(第1号様式)」により、その管理責任者を管理者に届出なければならない。(給水条例第20条の3)なお、受水槽以降の流末装置工事において、管理者が管理上必要であると認めるときは、「流末装置以下工事図面届出書(第2号様式)」「受水槽及び流末装置届(第1号様式)」により工事の届出を行うものとする。</p>
<p>第 3 章 給水装置の構造及び材質</p> <p>3 給水装置の設置場所及び管理</p> <p>(7)給水装置の引込みは、原則として1施設に対して1引込みとする。</p> <p>(8)使用しない給水装置は原則として配水管の分岐箇所からすべて撤去すること。</p> <p>5 給水装置の指定</p> <p>管理者は、災害防止および漏水時または災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から配水管への給水管の取付工事及び当該取付口からメーターまでの構造及び材質については管理者が定める。(給水条例第12条、給水条例施行規程第7条)</p>	<p>第 3 章 給水装置の構造及び材質</p> <p>3 給水装置の設置場所及び管理</p> <p>(7)給水装置の引込みは、原則として1施設に対して1引込みとする。ただし、大口径給水施設において複数の引き込みが最も合理的であると管理者が認める場合はその限りではない。</p> <p>(8)使用しない給水装置は原則として配水管の分岐箇所からすべて撤去すること。ただし、管理者が認める場合はその限りではない。</p> <p>5 給水装置の指定</p> <p>管理者は、災害防止および漏水時または災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から配水管への給水管の取付工事及び当該取付口からメーター廻りまでの構造及び材質については管理者が定める。ただし、メーターが建物内にあるものについては道路境界から2メートル以内(建物の基礎は含まない。)とする。(給水条例第12条、給水条例施行規程第7条)</p>
<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>1 総則</p> <p>第3章5による配水管への給水管の取付工事及び当該取付口からメーターまでの給水装置材料は、災害防止および漏水時または災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から、その材料・工法等の必要最小限で管理者が定める。(水道法第16条、水道法施行令第5条、給水条例第12条、給水条例施行規程第7条)</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>①2)ビニル管用 JWWA B 117 A形(ボール式)</p> <p>4)ポリエチレン管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、φ50×40についてはPTC規格外品</p> <p>③絶縁袋ナット付分岐用可とう管(SUS316) 絶縁袋ナット付止水栓用可とう管(SUS316) JWWA G 119 ステンレス波状管で絶縁ユニオン・シモクの溶接タイプ。フレア(つば返し)式は除く。 ユニオン部から第1ベローズまでの間隔はφ25以下が50mm、φ50が150mmとする</p>	<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>1 総則</p> <p>第3章5による配水管への給水管の取付工事及び当該取付口からメーターまでの給水装置材料は、災害防止および漏水時または災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行う観点から、その材料・工法等の必要最小限で管理者が定める。(水道法第16条、水道法施行令第5条、給水条例第12条、給水条例施行規程第7条)</p> <p>なお、次にあげる材料は耐震性能を有していると認められるため、耐震性が求められる施設においては使用することが望ましい。 水道用ステンレス鋼管、水道用ポリエチレン1種二層管、ダクタイル鋳鉄管(耐震性能を有する継手構造の物)、水道配水用ポリエチレン管、給水用青色高密度ポリエチレン管</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>①2)ビニル管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、準規格品</p> <p>4)ポリエチレン管用 JWWA B 117 A形(ボール式)、φ50×40についてはPTC規格外品 EFサドル付分水栓、EFサドル(プラグ付、止水付)</p> <p>③絶縁袋ナット付分岐用可とう管(SUS316) 絶縁袋ナット付止水栓用可とう管(SUS316) JWWA G 119 ステンレス波状管で絶縁ユニオン・シモクの溶接タイプ。フレア(つば返し)式は除く。 ユニオン部から第1ベローズまでの間隔はφ25以下が50mm、φ50が150mmとする</p>

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>⑨ステンレス量水器用可とう管(SUS316)</p> <p>JWWA G 119 ステンレス波状管で絶縁ユニオン・シモクの溶接タイプ</p> <p>フレア(つば返し)式は除く</p> <p>2連ベローズ</p> <p>⑬水道用ポリエチレン管金属継手</p> <p>分・止水、メーター用ソケット</p> <p>JWWA B 116又は準規格品 拡管式継手</p> <p>分・止水、メーター用ソケットは拡管式継手で回転式</p> <p>⑰集合住宅用メーターユニット</p> <p>メーターパッキン(自己認証品又は第三者認証品であること。)</p> <p>⑳その他</p> <p>JIS、JWWA、PTC規格品 もしくは自己認証品又は第三者認証品であること。</p> <p>表4・2・2</p> <p>ポリエチレン管備考 分水栓付EFサドル</p> <p>4 その他</p> <p>(5)水道用ポリエチレン管は、ポリエチレン管用浸透防止スリーブで管を防護して布設する。</p>	<p>第 4 章 給水装置の指定材料</p> <p>2 管理者の定める給水装置材料の構造及び材質</p> <p>⑨ステンレス量水器用可とう管(SUS316)</p> <p>JWWA G 119 ステンレス波状管で絶縁ユニオン・シモクの溶接タイプ</p> <p>フレア(つば返し)式は除く</p> <p>2連ベローズ</p> <p>⑪給水用青色高密度ポリエチレン管 PWA005、JP K001</p> <p>⑫給水用青色高密度ポリエチレン管継手 PWA006、JP K011</p> <p>⑬水道用ポリエチレン管金属継手</p> <p>分・止水、メーター用ソケット</p> <p>JWWA B 116又は準規格品 拡管式継手</p> <p>分・止水、メーター用ソケットは拡管式継手で回転式</p> <p>⑰集合住宅用メーターユニット</p> <p>メーター平型パッキン(自己認証品又は第三者認証品であること。)又、事前に設置可能なものか確認をすること</p> <p>⑳その他</p> <p>JIS、JWWA、PTC、PWA、JP規格品 もしくは自己認証品又は第三者認証品であること。</p> <p>表4・2・2</p> <p>取出口径40mm項目追加</p> <p>ポリエチレン管備考 分水栓付EFサドル、EFサドル(プラグ付、止水付)を含む</p> <p>4 その他</p> <p>(5)水道用ポリエチレン管及び給水用青色高密度ポリエチレン管は、ポリエチレン管用浸透防止スリーブで管を防護して布設する。</p> <p>表4・5・1</p> <p>給水用青色高密度ポリエチレン管(PP100)項目追加</p>
<p>第 5 章 給水管径及びメーター口径の選定</p> <p>2 分岐可能な給水口径</p> <p>配水管から分岐する給水管の径は、分岐される配水管径より小さい管径とする。</p> <p>4 メーター口径の決定</p> <p>(1)直結式の場合</p> <p>直結式の場合は、設置する水栓のうち、他の水栓と同時に使用することの多い水栓(常時水栓)を全て13 mmの水栓に換算し、表5・4・1、表5・4・2を参考に決定する。13 mmの水栓を1栓として換算する場合は、次による。ただし、メーター口径50 mm以上については瞬時最大使用水量により決定する。</p>	<p>第 5 章 給水管径及びメーター口径の選定</p> <p>2 分岐可能な給水口径</p> <p>配水管から分岐する給水管の径は、分岐される配水管径より小さい管径とする。また管理者が※必要と判断した場合は定流量弁を設置する条件を附して工事申請を受理することとする。</p> <p>※配水管と給水管との口径差が少なく、計画給水量により配水管の能力に影響があると想定されるときなど</p> <p>4 メーター口径の決定</p> <p>(1)直結式の場合</p> <p>直結式の場合は、設置する水栓のうち、他の水栓と同時に使用することの多い水栓(常時水栓)を全て13 mmの水栓に換算し、表5・4・1、表5・4・2を参考に瞬時最大使用水量にて決定する。13 mmの水栓を1栓として換算する場合は、次による。ただし、メーター口径50 mm以上については瞬時最大使用水量により決定する。</p> <p>表5・4・1 変更</p>

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
<p>第 6 章 メーター廻りの配管 2 メーター廻りの配管 (2)表6・2・3水道ポリエチレン1種二層管使用時の材料 メーター前後 ロングベンド(22° 1/2回転式)</p> <p>備考 メーター補助バルブ(逆止機構付)を使用する。</p>	<p>第 6 章 メーター廻りの配管 2 メーター廻りの配管 (2)表6・2・3水道ポリエチレン1種二層管使用時の材料 メーター前後 量水器用メカニカル継手 ・ロングベンド(22° 1/2回転式) ・ストレート</p> <p>備考 メーター補助バルブ(逆止機構付)を使用する。 インコアの有無はメーカーの推奨による。</p> <p>表6・2・4給水用青色高密度ポリエチレン管使用時の材料追加</p> <p>(4)40mm・50mmについては、メーター下流側に定流量弁を設置し、その下流側にゲート弁を設置すること。</p> <p>表6・2・9定流量弁流量設定 削除</p>
<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧給水装置工事設計に関する特例 4 管径 (1)給水管の主管径 3)原則として主管径は同一径で布設することが望ましい。 (2)立上がり管の構造 1)損失水頭及び将来の維持管理を考慮し、末端まで同一計で布設することが望ましい。</p> <p>8 既設高置水槽までの直結直圧式給水 受水槽式給水の既設建築物のうち高置水槽を用いて給水しているものについて、直結式給水切替えへの経過措置として、高置水槽までを直結直圧式給水とすることができる。この場合、維持管理について「給水方式の特例に係る承諾書(高置水槽式)(第7号様式)」を給水装置工事申込時に提出しなければならない。(給水条例 第10条第3項による)</p>	<p>第 7 章 3階建て以上の建築物における直結直圧給水装置工事設計に関する特例 4 管径 (1)給水管の主管径 3)原則として主管径は同一径で布設することが望ましい。 (2)立上がり管の構造 1)損失水頭及び将来の維持管理を考慮し、末端まで同一計で布設することが望ましい。</p> <p>5 共用の直結給水栓の設置 削除</p> <p>8 既設高置水槽までの直結直圧式給水 受水槽式給水の既設建築物のうち高置水槽を用いて給水しているものについて、直結式給水切替えへの経過措置として、高置水槽までを直結直圧式給水とすることができる。この場合、維持管理について「給水方式の特例に係る承諾書(高置水槽式)(第7号様式)」を給水装置工事申込時に提出しなければならない。(給水条例 第10条第3項による)</p>
	<p>第 8 章 直結増圧給水方式に関する特例 10 共用の直結給水栓の設置 追加</p>
	<p>第 9 章 給水装置撤去工事の局処理 削除</p>
	<p>第 10 章 受水槽以下設備の給水装置(直結給水)への切替え工事 給水装置工事設計施工技术書と統合</p> <p>(3)既設配管を使用した場合の水質 1)水道法第20条第3項に規定する者による水質検査を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。 主任技術者は、水質の確認を行い、給水装置工事申込前に管理者へ調査結果を報告すること。 ・採水調査試験項目は、味、臭気、色及び濁り並びに消毒効果を確認する</p>

給水装置工事基準書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
	<p>5 給水装置工事申請に必要な書類 受水槽以下設備から給水装置への切替え工事を行おうとする者は、次にあげる書類を提出し、給水装置工事の申請を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・給水図面、受水槽以下設備調査報告書、耐圧性能試験写真、水質調査の報告

給水装置用器材仕様書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
	廃止

給水装置工事設計施工技術書

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
第 9 章 水道用ポリエチレン管1種二層管による施工について 4 構造及び材質 2)接合方法は、冷間 接合(金属継手使用) とする。	第 9 章 水道用ポリエチレン管1種二層管による施工について 4 構造及び材質 2)接合方法は、 EF接合 、冷間 接合(金属継手使用) とする。 継手によりインコアが不要な場合は使用しなくてよい。
	第 10 章 水道配水用ポリエチレン管による施工について 4 構造及び材質 追加
	第 11 章 水道給水用高密度ポリエチレン管 追加

給水装置工事図面作成方法

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
	一部簡素化 図面ひな形変更

給水装置工事申込みの手引き

旧基準書(改正前)	新基準書(R7.4月改定)
	一部書式変更、廃止